

健障推第 2590 号
令和 3 年 3 月 29 日

横浜市内 指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所 管理者各位

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

「地域体制強化共同支援加算」における報告書兼記録書の様式について（事務連絡）

日頃より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 2 月 25 日付 健障推第 2133 号「地域生活支援拠点関連加算の取扱いについて」にて相談系サービスにおける地域生活支援拠点関連加算の取扱いに関して周知し、その中でご案内した、計画相談支援及び障害児相談支援における「地域体制強化共同支援加算」の算定時に作成する「地域体制強化共同支援加算 報告書兼記録書」（以下、報告書兼記録書）の様式を添付の通り提示します。この様式で報告書を作成し、区自立支援協議会に報告してください。報告後に、記録書に協議結果等を記載し、事業所で 5 年間保存してください。

1 「地域体制強化共同支援加算」の趣旨について

当該加算は、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的としています。

支援が困難なケースを検討し報告することに留まらず、そこから整理した地域課題の解決に向けて取り組むことが求められています。個別ケースの関わりや支援を通して把握される課題の中で、個別のケース会議では解決できず、関係機関が地域として解決すべき課題を提案し、その解決に向けて区自立支援協議会で検討すべき内容を整理して、報告書を作成してください。

2 算定要件（障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準より）

「地域体制強化共同支援加算」 2,000 単位

支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に基準第 2 条第 3 項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか 3 者以上と共同して、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に、当該計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として加算を算定する。

3 算定にあたっての注意事項

- ・当該加算の算定要件をご確認いただき趣旨をご理解いただいた上で、様式におけるコメントを確認し、報告書兼記録書を作成してください。
- ・報告は文書により、区自立支援協議会に行うこととされていますが、報告書兼記録書は事業所が5年間保存し、横浜市の求めがあった場合は、提出するようにしてください。
- ・本加算は、指定特定相談支援事業所のみ算定できるため、その他支援関係者が本加算の算定にあたり要した費用については、指定特定相談事業所が負担することが望ましいとされています。
- ・報告先は、事業所所在区の自立支援協議会を想定していますが、他区の自立支援協議会に報告することが望ましい場合は、該当区の自立支援協議会と調整してください。

4 添付資料

(1) 地域体制強化共同支援加算 報告書兼記録書

※報告書兼記録書については、本通知に添付するとともに本市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.html>

(2) 令和3年2月25日付健障推第2133号「地域生活支援拠点関連加算の取扱いについて」

※上記通知の「6 参考資料」の添付は省略します。

<担当>

横浜市健康福祉局障害施策推進課 森、田中

TEL:045-671-4133 FAX:045-671-3566